

## 平成 22 年度金融庁政策評価実施計画

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成 13 年法律第 86 号）第 7 条の規定に基づき、金融庁が行う政策評価に関する実施計画を以下のとおり定める。

### 1. 計画期間

本実施計画の計画期間は、平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。

### 2. 平成 22 年度における政策評価の取組み方針

金融庁における政策評価は、「金融庁における政策評価に関する基本計画」（平成 20 年 7 月 3 日金融庁訓令第 18 号。以下、「基本計画」という。計画期間：平成 20 年 7 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日。）を策定のうえ、各年、「金融庁政策評価実施計画」（以下、「実施計画」という。）を策定し、この実施計画に沿って実施しているところである。

平成 22 年度においては、実績評価方式による評価を実施するとともに、事業評価方式による評価も併せて実施する。また、閣議決定等に基づき、政策評価と予算との連携強化を引き続き図っていく。

### 3. 実績評価方式による評価

#### (1) 評価対象とする政策の設定及び目標の設定に当たっての考え方

金融庁が実施する政策評価に関する計画は、金融庁設置法第 3 条に基づく法定任務を政策評価の対象の最上位体系（「基本政策」として位置付け、「基本政策」の下、中期的な施策の目標として「施策目標」を定め、施策目標を実現するための「施策」を定めている。さらに、本実施計画の計画期間中に取り組む「平成 22 年度主な事務事業」を定めている。

各施策の達成すべき目標については、各施策ごとに可能な限りアウトカム（行政活動の結果として国民生活や社会経済にもたらされた成果）の視点から評価できるように「達成目標」を設定している。

#### (2) 実績評価の対象とする施策

別紙 1 「実績評価における基本政策・施策等一覧」で示した「施策」を実績評価の単位とする。

### (3) 平成 22 年度「主な事務事業」の策定方針

米国のサブプライムローン問題に端を発した今次の金融危機の中で、我が国の金融システムそのものは欧米と比べて相対的に安定しているが、グローバルな金融市場の混乱や世界経済の後退により、我が国においても実体経済の悪化や株価の大幅な下落などが生じた。

我が国の景気は持ち直してきているが、依然として厳しい状況にあり、中小・零細企業等の資金繰りもなお厳しい状況にあることから、金融庁としては、引き続き、金融機関による円滑な金融仲介機能の発揮を促していくこととしている。

また、金融危機の再発防止、金融システムの強化、景気回復に向けて国際的に協調して取り組んでいくことが重要であり、今後とも国際的な議論に積極的に参画していくこととしている。

さらに、店頭デリバティブ取引やヘッジファンドに関する規制などに関して、国際的な議論を踏まえつつ、我が国の実態に即した金融・資本市場に係る制度整備に取り組んでいくこととしている。

22 年度における「主な事務事業」については、これらの取り組みを具体的に行うための追加や充実を図っている。

### (4) 評価の方法等

本実施計画の計画期間終了後、各施策に係る平成 22 年度の取組み状況を踏まえつつ、各施策ごとに設定した測定指標あるいは参考指標（注）に照らして達成目標の達成度合いの評価を実施する。

評価は、別紙 3「評価の判断基準」によるものとする。更に、評価結果が国民に分かりやすいものとなるよう、取組みの成果が上がっているかどうかや、今後の取組み方針について端的な結論を付すこととし、その記述に当たっては、別紙 4「端的な結論の基本類型」によるものとする。

平成 22 年度実績評価書は、平成 23 年 8 月末を目途として作成・公表する。

（注）参考指標とは、達成目標の達成度を直接的には測定できないが、測定のための参考となる指標として設定しているもの。

### (5) 意見募集

評価対象とする施策、測定指標等及び評価の方法に関しては、インターネット等により幅広く意見を募集する。

## 4. 事業評価方式による評価

新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きい事業、及びこれに準ずるもので社会的影響の大きいものについては事前評価を実施する。また、過去にこうした事前評価を実施し平成 22 年度に効果が発現する予定の事業については事後評価を実施する。

なお、成果重視事業については、平成 22 年度中の効果の発現予定の有無に関わらず、事後評価を実施する。

## **5. 規制の事前評価**

規制の質的向上を図るとともに、国民への説明責任を果たすため、平成19年10月から実施が義務付けられた法律・政令に基づく規制の新設・改廃に係る規制の事前評価（RIA）については、政策効果の把握の手法等について引き続き研究・開発を進めつつ、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」等に基づき適切に実施していくこととする。

なお、平成22年度の「主な事務事業」のうち、規制の事前評価の対象となると考えられるものについては、〔RIA〕の記号を付している。

## **6. 租税特別措置等に係る政策評価（事前・事後）**

平成22年度税制改正大綱（平成21年12月22日閣議決定）において、国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（以下、「租税特別措置等」という。）の抜本的な見直しの方針が打ち出されたことを踏まえ、政策評価の実施が義務付けられている法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。）に係る政策について政策評価を行うものとし、その他の租税特別措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。）に係る政策についても、政策評価の対象とするよう努めるものとする。